平成２２年（フ）第１８６９号
広島市安佐南区緑井６丁目25番22―305号
破産者　リフォーム中野こと　中野　泰男
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０１号
広島市南区西旭町５番26―301号
破産者　立花晋二郎
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７９号
福岡市東区香椎浜１丁目９番４―306号
破産者　只松智登子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０３号
秋田市保戸野千代田町６番25号
破産者　吉田祐香利
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１４号
秋田市大町４丁目２番６号
破産者　長谷川　度
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
千葉県東金市田間77―１　新町コーポⅡ301号、住民票上の住所千葉県東金市菱沼77番地８
破産者　時田　修治
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１０号
千葉県山武市松尾町松尾24番地
破産者　石江美知子
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８６９号
横浜市保土ヶ谷区法泉３―25―11佐藤方、住民票の住所横浜市西区南浅間町24番地４　パークアヴェニュー405号
破産者　鈴木　文雄
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０７号
横浜市旭区中白根１丁目19番13号　ビューラー白根Ｄ201号室
破産者　藤基　滋夫
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３２号
神奈川県藤沢市石川１丁目24番地の18　ストーンリバー湘南Ｂ201
破産者　杉浦　綾子（旧姓萩原）
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
長野市大字西尾張部397番地７　フローレンス・エムＧ―302
破産者　小山　博
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
静岡市駿河区東新田５丁目３番17号
破産者　白鳥　昭久
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２０号
愛知県豊田市和会町東郷45番地
破産者　豊田洋蘭育苗センターこと　山本　真一
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
愛知県高浜市稗田町２丁目７番地１　楠木荘１号
破産者　小沢　正美
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
愛知県碧南市善明町１丁目57番地
破産者　福田　良一
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地３　公団114―303号
破産者　赤木　崇一
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
愛知県豊橋市王ヶ崎町字上原１番地の18　１―407
破産者　山岡　満
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６３３号
京都市中京区壬生相合町32番地　マンション大宮221号
破産者　田中　祐一
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
和歌山県日高郡由良町大字吹井919番地の14
破産者　佐伯美津代
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部